第百九十八条の五中「信用格付業者」及び「金融商品取引業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者」の下に「、高速取引行為者」を加え、同条第二号中「又は第六十六条の四十二第一項」を「、第六十六条の四十二第一項又は第六十六条の六十三第一項」に改める。

第百九十八条の六第一号中「第六十六条の二十八」の下に「、第六十六条の五十一」を加え、同条第三号中「第六十六条の三十七」の下に「、第六十六条の五十八」を加え、同条第四号中「第六十六条の三十八」の下に「、第六十六条の五十九」を加え、同条第八号中「又は第六十六条の四十第一項若しくは第四項」を「、第六十六条の四十第一項若しくは第四項又は第六十六条の六十一第一項」に改め、同条第十号及び第十一号中「第六十六条の四十五第一項」の下に「、第六十六条の六十七」を加える。

第二百条第十五号中「第三十九条第五項」を「第三十九条第七項」に改める。

第二百五条第五号及び第六号中「第二十七条の三十五第一項」の下に「、第二十七条の三十七第一項」を加え、同条第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　第二十七条の三十八第二項の規定による命令に違反した者

第二百五条の二の三第一号中「第六十六条の三十一第一項若しくは第三項」の下に「、第六十六条の五十四第一項若しくは第三項、第六十六条の六十」を加え「若しくは第百五十六条の八十八」を「又は第百五十六条の八十八」に改め、同条第十二号中「若しくは」を「又は」に改める。

第二百八条中「若しくは金融商品仲介業者」を「、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者」に、「若しくは外国法人である特例業務届出者」を「、外国法人である特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者」に改め、同条第五号中「第六十六条の四十一」の下に「、第六十六条の六十二」を加え、同条第十六号中「若しくは」を「又は」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に高速取引行為（この法律による改正後の金融商品取引法（以下「新法」という。）第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行っている金融商品取引業者（新法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、次項に規定する金融商品取引業者を除く。以下この項において同じ。）、登録金融機関（同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）又は取引所取引許可業者（新法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この項及び第三項において同じ。）については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第二十九条の二第一項第七号（ロを除く。）、第三十三条の三第一項第六号又は第六十条の二第一項第四号に掲げる事項について変更があったものとみなして、それぞれ新法第三十一条第一項、第三十三条の六第一項又は第六十条の五第一項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、これらの規定による届出をしないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

2　この法律の施行の際現に高速取引行為を行っている金融商品取引業者（新法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であって、新法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業及び同条第四項に規定する投資運用業を行っていない場合において、同条第二項に規定する第二種金融商品取引業として高速取引行為を行っている者をいう。以下この項において同じ。）については、施行日において新法第二十九条の二第一項第七号ロに掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に当該事項について同項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間）は、当該事項について同項の変更登録を受けないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

3　前二項の規定により高速取引行為を行う金融商品取引業者等（新法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）又は取引所取引許可業者についての新法第三十八条第八号（新法第六十条の十三において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定の適用については、同号中「政令で定める者」とあるのは、「政令で定める者及び金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）附則第二条第一項又は第二項の規定により高速取引行為を行う者」とする。

第三条　この法律の施行の際現に高速取引行為を行っている者（新法第六十六条の五十に規定する金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者を除く。）は、施行日から起算して六月を経過する日までの間（その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合には、当該登録又はその拒否の処分までの間）は、同条の登録を受けないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

2　前項の規定により高速取引行為を行う者についての新法第三十八条第八号の規定の適用については、その者は、同号に規定する高速取引行為者とみなす。

第四条　新法第六十六条の五十九の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書について適用する。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第五条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十九条」の下に「（第四項及び第六項を除く。）」を加える。

第二条の二中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「及び第五項」を「、第四項、第六項及び第七項」に、「補てん」を「補塡」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（農業協同組合法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「及び第五項並びに」を「、第四項、第六項及び第七項並びに」に改める。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五、第十一条の二十七及び第九十二条の五

二　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項

三　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九、第十五条の七及び第百二十一条の五

四　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項

五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五

六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条

（協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「及び第五項（損失補てん等」を「、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等」に改める。

一　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二

二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二

三　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二

四　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二

五　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八条　銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号。附則第二十四条において「平成二十九年銀行法等改正法」という。）の施行の日が施行日前である場合には、前条第一号中「第六条の五の二」とあるのは、「第六条の五の十一」とする。